

2014年度
 中小企業海外展開支援～案件化調査～
 業務委託契約書（案）

1. 件 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
2. 業務内容 附属書Ⅰ「共通仕様書」及び附属書Ⅱ「特記仕様書」のとおり
3. 契約金額 金0,000,000円（うち消費税額等0,000円）
 内訳は附属書Ⅲ「契約金額内訳書」のとおり
4. 履行期間 2000年00月00日から2000年00月00日まで

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 小寺 清（以下「発注者」という。）
 と、株式会社○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○○○（以下「受注者」という。）
 とは、頭書記載の業務の実施について、以下の各条項により、委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 受注者は、頭書記載の業務内容（以下「本業務」という。）を受託し、発注者は、頭書に契約金額として記載された金額のうち、附属書Ⅲに定められた対価を支払う義務を負う。
- 2 受注者は、本契約書に定めるもののほか、附属書Ⅰ「共通仕様書」、附属書Ⅱ「特記仕様書」、附属書Ⅲ「契約金額内訳書」（以下「内訳書」という。）及び附属書Ⅳ「業務従事者名簿」（以下「従事者名簿」という。）その他契約書本体とともに締結される各附属書に従い業務を実施しなければならない。
- 3 頭書記載の契約金額の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法及び地方税法の規定に基づくものである。
- 4 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、変動後の税率の適用日以降における消費税等の額は変動後の税率により計算された額とする。ただし、税法に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変動以前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変動前の税率により計算された額とする。
- 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第7条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。
- 6 前項の書類は、監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

（信義・誠実の義務）

第2条 発注者及び受注者は、おのおの対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

(事業計画書)

第3条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、事業計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は、事業計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、発注者に変更事業計画書を提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第5条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請負わせる場合には、発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

3 受注者が、第1項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請負わせる場合には、第21条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請人としてはならない。

(知的財産権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、著作権その他の知的財産権等の第三者の権利の対象となっている調査方法、資機材等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うとともに、その使用に要する費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第7条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、国内事業部中小企業支援調査課長の職位にある者を監督職員として定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる権限を有する。

(1) 書類の受理

(2) 仕様書及び事業計画書に基づく受注者又は受注者の業務主任者に対する指示、承諾又は協議

(3) 仕様書及び事業計画書に基づく業務工程の監理及び立会

(4) 発注者があらかじめ権限を与えた範囲における事業計画書の変更及び再委託契約についての確認

(5) 業務の実施状況についての調査

3 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾、協議及び確認は、原則としてこ

れを書面に記録することとする。

(業務主任者)

第8条 受注者は、附属書IV従事者名簿において、業務主任者を定めなければならない。業務主任者は業務の実施についての総括管理をつかさどるほか、本契約に基づく受注者の権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

2 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務主任者に委任せず自ら行使しようとするときは、当該委任しない権限の内容をあらかじめ書面により発注者に通知しなければならない。

(業務内容の変更)

第9条 発注者及び受注者は、必要があると認めるときは、契約相手方に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は発注者若しくは受注者が損害を受けたときは、発注者、受注者は変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第10条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償が発注者の責に帰すべき事由による場合においては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

3 前二項の場合、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(安全対策措置等)

第12条 発注者及び受注者は、附属書IV従事者名簿に記載された業務従事者及び第5条に定める受託者若しくは下請負人並びに現地傭人等(以下「業務従事者等」

- という。)の生命・身体等の安全優先を旨として、日本の在外公館、相手国政府等と緊密に連携しつつ、協力して業務従事者等の安全確保に努めるものとする。
- 2 受注者は、業務対象国への業務従事者等の到着後、直ちに対象国を管轄する独立行政法人国際協力機構在外事務所（在外事務所が設置されていない場合は、現地安全対策連絡員等発注者が指定する者又は機関）等と通常時における連絡体制及び緊急連絡網を作成し、監督職員が別に指示するその他の事項とともに、書面で報告しなければならない。
 - 3 受注者は、業務従事者等の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他必要な措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、監督職員との協議を経て安全対策措置を実施するものとする。ただし、受注者は、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について緊急の必要があり、発注者と協議を行う時間がないときは、協議を経ないで、安全対策措置を実施することができる。
 - 4 受注者は、前項ただし書の規定により協議を経ることなく安全対策措置を実施した場合は、事後速やかに監督職員等に当該事情を口頭及び書面で報告しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者に代わって、監督職員等を通じ、業務主任者に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。
 - 6 第3項及び前項の規定による安全対策措置の実施により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延し又は妨げられる場合の取扱い、損害及び増加費用が発生した場合の取扱い、その他安全対策措置の実施に関する取扱いについては、次条の規定を準用する。

（天災その他の不可抗力の扱い）

- 第13条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、騒擾、クーデター、テロ、侵略、外敵の行動、暴動、ストライキ、業務対象国政府による決定その他自然的又は人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合、当事者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者、受注者は、通知後速やかに書面にて天災その他の不可抗力発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。
- 2 天災その他の不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。
 - 3 天災その他の不可抗力の状況が発生した場合でも、受注者は合理的に実行可能なかぎり、本契約に定める義務の履行を続ける努力をするものとする。
 - 4 天災その他の不可抗力により受注者が履行期間に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者、受注者協議して書面により定める。
 - 5 天災その他の不可抗力に起因して、受注者に追加的経費が発生した場合、受注者の請求を発注者が調査のうえ、発注者が負担すべき額は発注者、受注者協議して、書面により定める。

- 6 第1項により、発注者が天災その他の不可抗力が発生したと確認した日から、そのために業務が実施できない日が60日以上継続した場合、受注者は、少なくとも30日前に書面により発注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
- 7 前項により解除がなされた場合には、次条第2項及び第21条第3項の規定を準用する。
- 8 第6項の規定は、本契約の他の条項の規定により発注者又は受注者が本契約を解除することを妨げるものではない。

(検査及び引渡し)

- 第14条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届、成果品及び契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、精算報告書については、発注者の了解を得た上で、履行期限後30日まで提出期限を延期することができる。
- 2 発注者は、前項の成果品を受領したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該成果品について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 前項の検査の結果、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
 - 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。

(契約金額の精算)

- 第15条 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、前条第1項の精算報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。
- 2 受注者が、前項の規定により証拠書類の提出の省略を認められた場合には、履行期間の完了した事業年度の翌年度の4月1日から起算して10年の間、自らこれを保管し、発注者の要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の精算報告書及び必要な証拠書類一式を検査のうえ、精算報告書により報告された精算金額と契約金額とのいずれか低い額を発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、これを受注者に通知しなければならない。

(支払)

- 第16条 受注者は、第14条第1項による業務完了届を提出し、第14条第4項に定める成果品の引渡しを完了し、前条第3項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。ただし、次条に定める前払金、第18条に定める部分払又は第19条に定める概算払を受けている場合は、確定金額から当該前払金、部分払及び概算払の額を減じた額を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に支払を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(前払金)

第 17 条 受注者は、発注者に対して、本契約を遂行する上で受注者が支出を要する費用について前払金を請求することができる。

- 2 受注者は、前項により前払金を請求しようとするときは、前払金の額について、契約書本体頭書に規定する履行期間を保証期間として、次の各号の一に該当する保証の措置を講じ、保証書その他当該措置を講じたことを証する資料を発注者に提出しなければならない。

(1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(2) 銀行又は発注者の指定する金融機関等の保証

- 3 前払金の対象となる経費は、契約金額内訳書の「I 業務原価」のうち「1 直接経費」及び「2 直接人件費」に限るものとし、契約金額の 10 分の 4 相当額を限度とする。

- 4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の規定による前払金の請求があったときは、審査のうえ、必要と認められた経費を前払金として、受注者が請求した日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

- 5 業務内容の変更その他の理由により履行期間を延長した場合には、受注者は、ただちに、第 2 項に基づく保証の措置に係る保証契約を変更し、変更後の保証書を発注者に寄託しなければならない。なお、受注者は、事業の進捗が契約金額に占める前払金の割合を超えると判断される場合、業務主任者と監督職員等との協議を経て、寄託した保証書の返却を請求できるものとする。

- 6 受注者は、前払金を第 3 項で認められた経費以外の支払に充当してはならない。

- 7 受注者が前項の規定に違反した場合は、発注者は受注者に対して、発注者の指定した期限までに前払金支払額を返還するよう請求することができる。この場合、発注者は、前払金支払の日から返還の日まで年 5.0 パーセントの割合で計算した額の利息を付すよう求めることができる。

(部分払)

第 18 条 受注者は、業務の完了前に、契約書に規定する一部業務が完了したときに、当該部分に対する契約金相当額（以下「契約金相当額」という。）の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ発注者に対して、業務部分完了届、成果品のうち当該部分にかかるものとして契約書本体に規定されているもの（以下「中間成果品」という。）及び契約金相当額計算書を提出のうえ、当該部分の検査を求めなければならない。

- 3 発注者は、前項に規定する中間成果品を受理した日の翌日から起算して 10 日

業日以内に当該中間成果品について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 4 前項の検査の結果、中間成果品について補正を命じられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該中間成果品を発注者に引き渡すものとする。
- 6 受注者は、前項の規定による通知があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の契約金相当額は、第2項に定める契約金相当額計算書に基づき、発注者が定め、受注者に通知することとする。

部分払金の額 ≤ 第1項の契約金相当額 × [9/10 - 前払金額 / 契約金額]

- 8 第6項の規定による部分払金の支払があったのち、受注者が再度部分払を請求する場合には、第1項及び前項中「契約金相当額」とあるのは、「契約金相当額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」と読みかえるものとする。

(概算払)

- 第19条 受注者は、第14条第4項の規定による成果品の検査合格の通知を受けたときは、契約金額の10分の9以内の額について、概算払を請求することができる。ただし、第17条に定める前払金又は前条に定める部分払を受けている場合は、概算払の額からこれらの額を控除した額を請求できるものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、審査のうえ、その日から起算して30日以内に当該請求金額を支払わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害金)

- 第20条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金の額は、契約金額から既に引渡しを受けた部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払い義務を負う契約金額の支払が遅れた場合には、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 21 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号の一に該当するときは、本契約を催告を要せずして解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第 13 条第 6 項又は第 22 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 第 30 条第 4 項に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、または、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除

く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

又 その他受注者が、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、業務の出来高部分のうち、検査を終了したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する契約金額を支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第 17 条の規定による前払金の支払又は第 18 条に定める部分払の支払があったときは、当該前払金及び部分払の額を前項の出来高部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、その余剰額に前払金額の支払の最終日から返還の日までの日数に応じ、年 5.0 パーセントの割合で計算した額を付して、発注者に返還しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は発注者に対し契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第 22 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。ただし、前条第 3 項の規定のうち、利息に関する部分については、これを準用しない。
- 3 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用と、契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益とする。

（受注者の解除権）

第 23 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合においては、第 21 条第 2 項及び前条第 3 項の規定を準用する。

（不正行為等に対する措置）

第 24 条 受注者が、第 21 条第 1 項第 5 号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができるものとする。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の行為の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要

であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

- 3 発注者は、必要があると認められるときは、業務の実施に要した経費の支出状況等について、本契約期間中の検査を行うことができるものとする。
- 4 発注者は、不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
- 5 発注者は、前項の措置を講じた場合、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(報告書の取扱い)

第 25 条 受注者が作成した報告書の所有権は、第 14 条第 4 項に定める検査合格をもって、受注者から発注者に移転する。

- 2 報告書の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、特記仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第 14 条に定める検査合格と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。また、報告書のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
- 3 前項に関わらず、受注者は、報告書の著作権譲渡後も、当該報告書が一般公開されており、かつ特記仕様書にて別段の定めのない限り、当該報告書の著作権が発注者に帰属する旨を明記した上で、次の各号に掲げる用途にて報告書を利用することができる。
 - (1) 学会誌への投稿や学会等での発表
 - (2) 広報、講演、セミナー、研修、勉強会等
 - (3) 技術、品質向上を目的とする、受注者の内部に限定した使用
 - (4) 事業の目的を踏まえた受注者の海外ビジネス展開に係る利用
- 4 前三項の規定は、第 13 条第 6 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。
- 5 発注者は、報告書の作成過程の確認及び検査の実施に関して必要があると判断するときは、報告書の確認検査が終了するまでの間、受注者に対して、受注者が業務実施過程において収集、作成した資料等（以下「資料等」という。）の提示を求めることができる。受注者は、発注者が資料等の提示を求めたときは、発注者に対し、速やかに当該資料等を提示するとともに、報告書の確認検査が終了するまでの発注者が必要と認める期間、発注者にこれを使用させるものとする。発注者は、当該資料等の使用が終了した後、当該資料等を速やかに受注者に返却する。

(秘密の保持)

第 26 条 受注者（第 5 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次

の各号に定める情報については、この限りではない。

- (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの。
 - (2) 開示を受けたときに既に受注者が所有していたもの。
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの。
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの。
 - (5) 開示の前後を問わず受注者が独自に開発したことを証明しうるもの。
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの。
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。
 - 3 受注者は、業務従事者等が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
 - 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
 - 6 前各項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。

(秘密情報の返却及び廃棄)

第 27 条 受注者は、本契約終了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、発注者の指示に従って、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、発注者の指示に従って当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄しなければならない。

(個人情報保護)

第 28 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
 - (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
 - (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則（平成17年細則（総）第11号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
 - (5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
 - (7) 受注者は、本契約終了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、発注者の指示に従って、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、発注者の指示に従って、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
 - 3 本条第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。

（情報セキュリティ）

第29条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理細則（以下「規程等」という。）を準用し、規程類に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

（中立性、公正性の保持及び業務対象国の法規の遵守）

第30条 受注者は、本契約に基づく業務が、日本国の政府開発援助の一環として行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念するとともに、当該業務に関して生じる請負業者、製造業者及び供給業者との関係において、中立性を保持しなければならない。

- 2 受注者は、本契約に基づき発注者から支払いを受ける場合を除きいかなる者からも業務の実施に関し、又はその結果として、一切の金品を受領してはならない。
- 3 受注者は、本契約に基づく業務を業務対象国において実施する場合には当該国の法規を遵守しなければならない。
- 4 受注者は、第1項から第3項に規定するもののほか、本契約に基づく業務を対象国において実施するときは、発注者が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に基づき行動しなければならない。

(契約の公表)

第 31 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報(氏名、現在の役職、発注者における最終職名)

(2) 受注者の直近3カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

(準拠法)

第 32 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 33 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者、受注者協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 34 条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2000年00月00日

発注者	東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理 事 小寺 清
受注者	(住所) 株式会社 ○○○○○○○○ 代表取締役 ○○○○○○○○

共通仕様書

(総則)

第1条 この共通仕様書は、独立行政法人国際協力機構が発注する中小企業海外展開支援案件化調査の業務の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、業務実施上必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(契約書附属書の解釈)

第2条 附属書Ⅱ特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

(業務主任者と監督職員との連絡)

第3条 業務を適切かつ円滑に実施するため、業務主任者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等に疑義が生じた場合は、両者協議し、これを速やかに正すものとする。また、この仕様書及び特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合にも、速やかに両者協議するものとする。

(打合簿の作成)

第4条 第3条に定義する監督職員の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、業務主任者と監督職員がそれぞれ一部ずつ保管するものとする。

(事業計画書)

第5条 受注者は、事業計画書を作成し、契約日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に発注者に提出し、承諾を得なければならない。また、事業計画書の重要な内容を変更する場合は、その都度、事業計画書を変更し、速やかに発注者に提出し、承諾を得なければならない。

2 事業計画書には、契約書等に基づき下記事項を記入するものとする。

(1) 事業の概要

(2) 事業の実施方針

- ① 事業実施の基本方針
- ② 事業実施の方法
- ③ 業務フローチャート
- ④ 作業工程計画
- ⑤ 要員計画
- ⑥ その他

イ 再委託業務の内容

ロ その他必要事項

(3) 受注者の業務実施体制

- ① 事業実施体制
 - ② 相手国実施機関（カウンターパート機関）の情報
- （４）報告書等

（提出書類）

第6条 業務の状況・進捗等を確認するため、受注者は、以下の書類を作成し、発注者に提出することとする。

- （１）現地受入れ確認のための資料（業務従事者名簿、当初の現地業務日程等。最初の現地業務に先立って和文にて作成し、提出。）
- （２）連絡体制・緊急連絡網
- （３）緊急移送サービスにかかる保険付保状況とその内容

（相互の便宜供与）

第7条 受注者は、業務に関係して発注者が実施する視察、調査、情報収集、評価、広報活動、統計整理等の業務に関し、実務的に可能な範囲内で、発注者もしくは発注者が指定する関係者に対し、便宜を供与することとする。

- 2 発注者は、受注者が契約上実施する業務に関連し、発注者が実施することが明らかに効率的である便宜等に関し、実務的に可能な範囲内で、受注者の依頼を受け、受注者に対し、かかる便宜を供与することとする。

（調査業務の内容）

第8条 調査業務とは、現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等を実施し、その結果のとりまとめを行うことをいう。なお、同一の業務として、この調査結果を基にして、解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

- 2 受注者は、特記仕様書に定める調査業務の実施にあたり、業務対象地域の自然条件及び社会経済条件等の状況を考慮し、予め調査手法等を検討した上で、適切な調査業務を行うものとする。

（計画業務の内容）

第9条 計画業務とは、調査業務の結果等を用いて、解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

- 2 受注者は、特記仕様書に定める計画業務の実施に当たり、解析手法、計画方法等の計画条件を確認した上で、適切な計画業務を行うものとする。

（施設整備・建設業務の内容）

第10条 施設整備・建設業務について、特記仕様書の定めにより、受注者が本業務を現地施工業者等に請け負わせることとする場合、現地の建設契約事情等を把握した上で、公平で、透明性、競争性のある適切な選定を経て、現地施工業者等に業務を請け負わせることとする。なおその際、現地請負業者に対して、当該施設・設備等にかかる適切な瑕疵担保責任を課すものとする。

- 2 受注者は、業務を完了したときは、第1項に定める施設・設備等を先方実施機関等に譲与する。譲与に当たっては、先方実施機関等の長またはそれに準ずる者、発注者並びに受注者の三者によって当該施設・設備等の適正な使用を約した

署名入りの覚書等を作成する。

(本邦受入活動にかかる内容)

第 11 条 本邦受入活動とは、普及・実証事業の主たる相手方である実施国政府関係機関職員や技術者等を本邦に受入れ研修等を行うことをいう。

(機材調達にかかる手続き)

第 12 条 特記仕様書の定めにより、受注者が機材を調達する場合には、「中小企業海外展開支援～案件化調査/普及・実証事業～における業務実施ガイドライン」を参考の上調達を行うこととする。

- 2 受注者は、調達された機材を、その納入時に適切に検査する。
- 3 第 1 項により受注者が調達する機材の所有権は発注者に属する。

(機材の貸与にかかる手続き)

第 13 条 第 11 条により調達した機材は、発注者がこれを受注者に業務実施期間中無償で貸与する。

- 2 受注者は、「中小企業海外展開支援～案件化調査/普及・実証事業～における業務実施ガイドライン」に基づき、前項に規定する機材を善良な管理者の注意をもって保管、使用するものとし、機材台帳（発注者指定様式）を作成してこれを管理することとする。
- 3 受注者は、業務実施期間中に自己の故意又は過失により、第 1 項に規定する機材を滅失又はき損したときは、発注者の指定した期間内に発注者の指示するところに従い、これと同等品を代替品として返還し、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、業務を完了したときは、第 1 項に定める機材を先方実施機関等に譲与する。譲与に当たっては、先方実施機関等の長またはそれに準ずる者、発注者並びに受注者の三者によって当該機材の適正な使用を約した署名入りの覚書等を作成する。

(現地再委託にかかる手続き)

第 14 条 特記仕様書において、現地で実施する業務の一部を第三者に委託して実施することを認めている場合、受注者は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関、コンサルタント、NGO等に再委託して実施することができる。

- 2 現地再委託の実施に当たっては、「中小企業海外展開支援～案件化調査/普及・実証事業～における業務実施ガイドライン」に基づくものとする。
- 3 受注者は、再委託契約受注者の業務遂行に関し、適切な監督、指示を行う。
- 4 受注者は、再委託されて実施した業務が完了した場合、速やかに業務の完了を発注者に報告するとともに、成果品を発注者に提示し、発注者は必要に応じこれを確認する。

(報告書の作成)

第 15 条 報告書については、附属書Ⅱ特記仕様書に基づき、印刷・製本、電子化することとする。

- 2 報告書作成に当たっては、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号

等の統一性と整合性を確保する。また、外国語報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国語により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けることとする。

(契約金額精算報告書)

第 16 条 契約金額精算報告の作成に当たっては、「中小企業海外展開支援～案件化調査/普及・実証事業～における業務実施ガイドライン」及び発注者指定様式に沿って精算報告書を作成することとする。

(緊急時の移送費等)

第 17 条 業務従事者が現地業務従事期間に疾病又は負傷等の理由により、現地において緊急の治療又は移送等の対応が必要になった場合、発注者は治療、移送等の手配に関し便宜を図ることとするが、治療費もしくは緊急移送費については受注者がこれを負担することとする。

2 上記の負担を担保するため、発注者は受注者が緊急移送サービスにかかる保険を付保することを推奨する。なお、付保した保険の内容については、第 6 条に基づき、発注者に対し、文書で提出することとする。

特記仕様書

第1条 総則

この特記仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」という。）が、●●●株式会社（以下、「受注者」という。）との業務委託契約により実施する案件化調査「●●●国●●●案件化調査」（以下、「本調査」という。）に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 本調査の概要

（1）背景・目標

（提案企業が、企画書等に基づいて記入する。）

* 調査の実施及び調査結果に基づいた活用可能性の検討までが目標）

（2）期待される成果

調査を通じて確認される提案製品・技術の途上国の開発への活用可能性を基に、具体的な ODA 案件が提案される。

（3）対象地域

（提案企業が、企画書等に基づいて記入する。）

（4）想定されるカウンターパート（C/P）候補機関

（提案企業が、企画書等に基づいて記入する。）

第3条 本調査の内容

（1）提案製品・技術の概要

（提案企業が、企画書等に基づいて記入する。）

（2）調査内容

1. 対象国の現状

- ア 対象国の政治・社会経済状況
- イ 対象国の対象分野における開発課題
- ウ 対象国の対象分野における開発計画、関連計画、政策（外資政策含む）及び法制度
- エ 対象国の対象分野における ODA 事業の先行事例分析及び他ドナーの分析

2. 提案企業の製品・技術の活用可能性及び海外事業展開の方針

- ア 提案企業及び活用が見込まれる製品・技術の特長
- イ 提案企業の事業展開における海外進出の位置づけ
- ウ 提案企業の海外進出による我が国地域経済への貢献

3. 製品・技術に関する調査及び活用可能性の検討結果

- ア 製品・技術の検証活動（紹介、試用など）
- イ 製品・技術のニーズの確認
- ウ 製品・技術と開発課題との整合性及び有効性
- エ 製品・技術の現地適合性検証

オ 実現可能性の検討

4. ODA 案件化の具体的提案

- ア ODA 案件概要
- イ 具体的な協力計画及び開発効果
- ウ 対象地域及びその周辺状況
- エ 他 ODA 案件との連携可能性
- オ ODA 案件形成における課題

5. ビジネス展開の具体的計画

- ア 市場分析結果
- イ 想定する事業計画及び開発効果
- ウ 事業展開におけるリスクと課題

(3) 実施体制

受注者を中心に●●●を外部人材として活用し、実施する。

第4条 実施方針及び留意事項

(1) ○○○

(提案企業が記入する。)

(2) △△△

(提案企業が記入する。)

(3) □□□

(提案企業が記入する。)

第5条 報告書・成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお最終成果品の提出期限は20●●年●●月●●日とする。

また、業務完了報告書は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき、印刷・製本、電子化することとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文：1部 英文：1部 電子データ
月報	翌月5営業日以内	和文：1部 電子データ
進捗報告書	調査の中間段階	和文：1部 電子データ

業務完了報告書(案)	業務完了予定の2カ月前 (20●●年●●月●●日)	和文：1部 英文：1部 電子データ
業務完了報告書	業務完了時 (20●●年●●月●●日) *案の2か月後が目安	和文：10部 英文：10部 製本 CD-R：2枚

第6条 業務工程

本件に係る業務工程は、20●●年●●月に開始し、約●●ヶ月後の20●●年●●月までとする。

Ⅱ. 直接経費

円

1. 機材製造・購入・輸送費 円

1) 機材製造・購入費等 円 注) 本調査では当費目は支払い対象外ですので、計上できません。

費目		単価(円)	数量	金額(円)	備考
製① 造本 費・邦 購機 入材					別紙明細書1(1)のとおり
小計					
製② 造現 費・地 購機 入材					別紙明細書1(2)のとおり
小計					
③ 現地 費工 事					別紙明細書1(3)のとおり
小計					
合計(①+②+③)					

(1,000円未満切捨)

2) 輸送費・保険料・通関手数料 円

費目	単価(円)	数量	金額(円)	備考
合計				

(1,000円未満切捨)

3) 関税・付加価値税(VAT)等 円

費目	単価(円)	数量	金額(円)	備考
合計				

(1,000円未満切捨)

小計(1)+2)+3) 円

※金額は全て消費税抜きの金額を入力してください。

別紙明細書1

(1) 本邦機材製造・購入費 円

注) 仕様欄には製品のサイズ等の詳細情報を明記して下さい。

品名	仕様	単価(円)	数量	金額(円)	備考
本邦機材製造・購入費 計					

(2) 現地機材製造・購入費 円

品名	仕様	単価(円)	数量	金額(円)	備考
現地機材製造・購入費 計					

(3) 現地工事費 円

品名	費目	単価(円)	数量	金額(円)	備考
現地工事費 計					

[附属書Ⅳ]

業務従事者名簿

氏名	担当業務	所属先	格付	最終学歴(注1)	卒業年月(注1)
□原 ×子			号	○○工業大学卒 △△△大学院修了	19**年3月 200*年9月
○山 △男			号	○○工業高校卒	197*年3月

(注1: 業務従事者の最終学歴(卒業年月)が大学院卒以上の場合、大学学歴と大学卒業年月もあわせて記載願います。)

(注2: 名簿総表は、外部人材も含めて記載願います。)

[附属書Ⅳ]

業務従事者名簿（個表）

（業務主任者経歴書）

氏 名	
生年月日	
最終学歴	
取得資格	
職 歴	

主要プロジェクト経歴

国 名	プロジェクト名	担当業務	従事期間	現地作業期間	発注者

（注：業務主任者（総括）のみで結構です。チーフアドバイザーは不要です。